

第3回 国道24号 烏丸通
歩行者・自転車通行安全協議会

道路空間再配分における制約条件の整理

平成30年10月

国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所

■ 目次

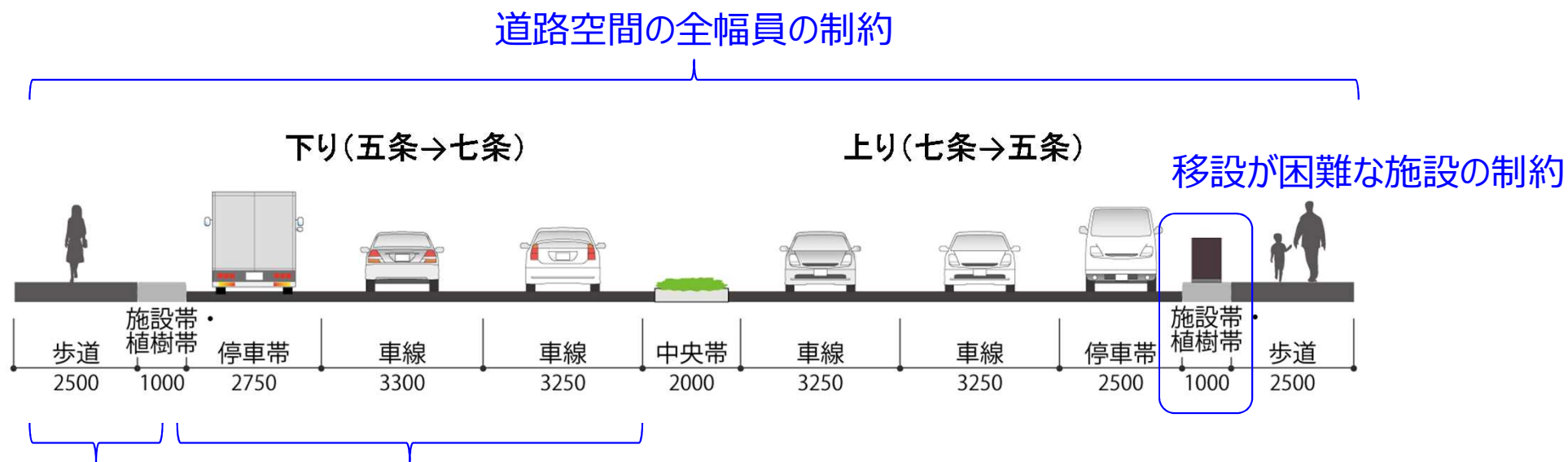
1. 制約条件の考え方
2. 物理的な制約
3. 様々な道路利用者の安全円滑な移動に必要な幅員

1. 制約条件の考え方

- 国道24号烏丸通での歩行者・自転車通行空間整備にあたり、以下の制約が生じる。

- 道路空間の全幅員
- 移設が困難な施設
- 様々な道路利用者の安全円滑な移動に必要な幅員

国道24号烏丸通の現況幅員構成



様々な道路利用者の安全円滑な
移動に必要な幅員の制約

2. 物理的な制約 (道路空間の全幅員、移設が困難な施設)

《道路空間の全幅員》

- 国道24号烏丸通は、沿道土地利用が進んでおり、現況の道路全幅員の中で、歩行者と自転車の通行空間を確保する必要がある。

《移設が困難な施設》

- 道路空間のうち、歩道内や中央帯内には、道路交通や生活に必要な施設が入っており、特に移設が困難な施設として、以下のものがある。
- それら施設がある箇所では、歩道や中央帯の幅員を縮小することができない。

◎移設が困難な施設



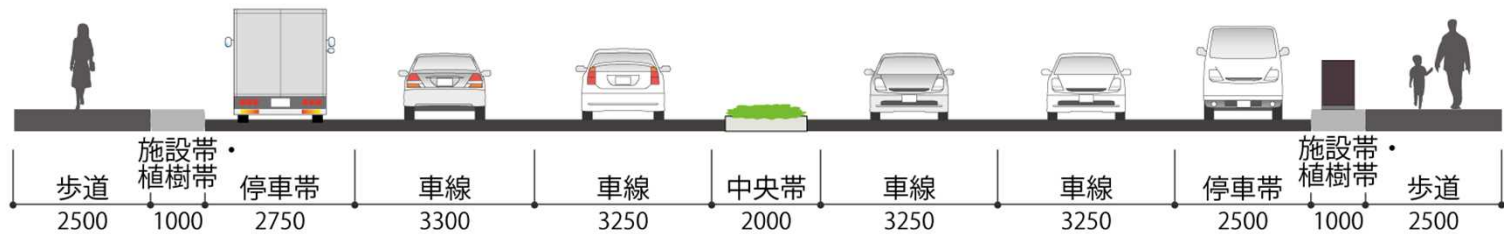
3. 様々な道路利用者の安全円滑な移動に必要な幅員

- 国道24号烏丸通は、日常利用や通勤・通学利用、観光、障害者の方など、様々な道路利用者があり、その安全円滑な移動を考慮する必要がある。
- 各道路利用者に必要な幅員を次のとおり設定する。

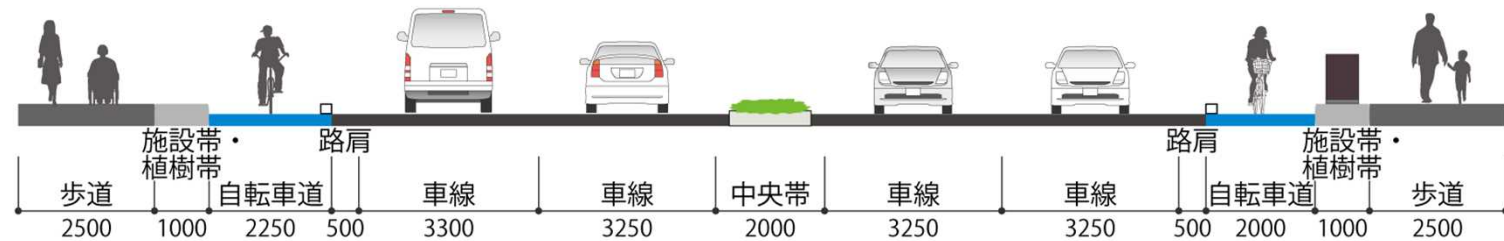
◎自動車(単路部)

横断イメージは、自転車道(一方通行)の例示

現況



計画

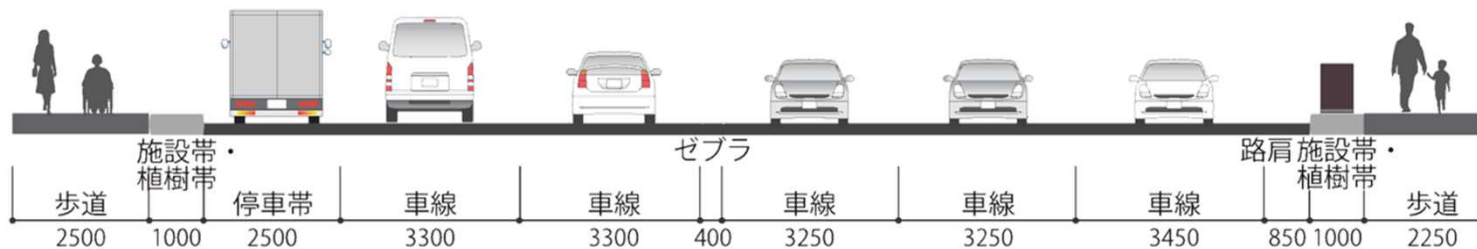


4車線 (車線幅員3.25m)

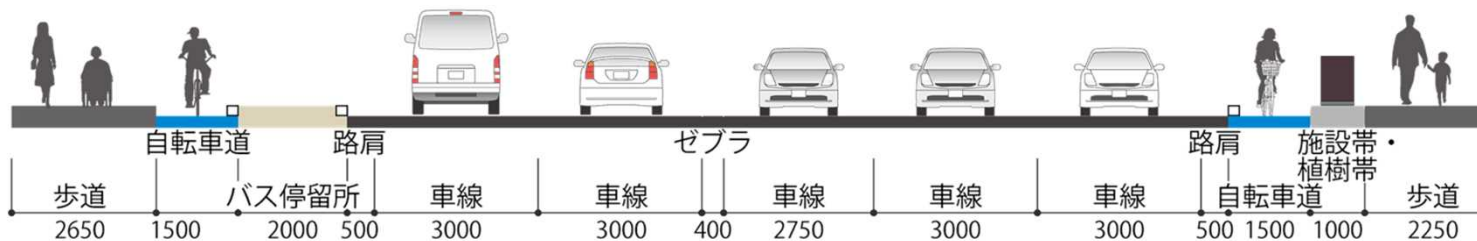
◎自動車(交差点部)

横断イメージは、自転車道(一方通行)の例示

現況



計画



車線幅員を規定の下限値に縮小

◎歩行者

- 歩行者の交通量は多く(平日約5,200人/12h)、「道路構造令」の規定として、「歩道:有効幅員3.5m以上」を満たすことが望ましい。
- ただし、特に烏丸五条～烏丸花屋町にかけては、現況の歩道有効幅員:約2.5m程度のため、現況の幅員の確保を基本とする。やむを得ない場合は、「道路構造令」に規定する最小幅員として「歩道:有効幅員2m以上」を満たす必要がある。

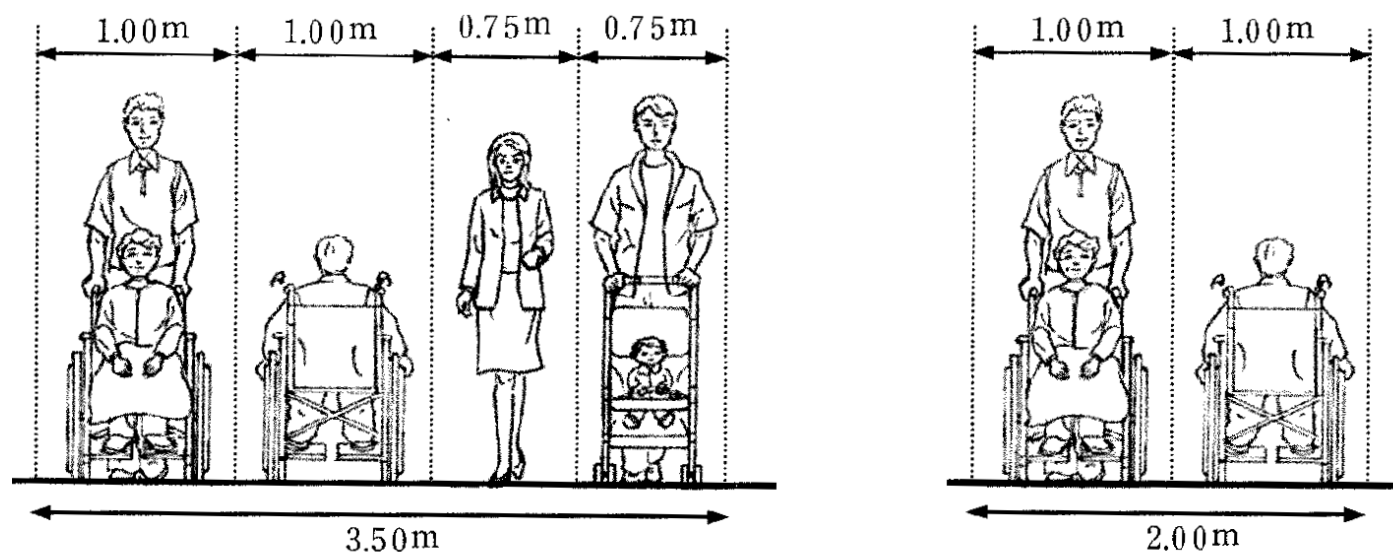


図2-1 歩道の幅員の考え方

(出典)道路の移動等円滑化整備ガイドライン

◎自転車利用者

- 「安全で快適な自転車利用創出ガイドライン」の規定により、「自転車道：幅員2.0m以上」、「自転車専用通行帯：幅員1.5m以上」、「車道混在：幅員1.0m以上」を満たす必要がある。

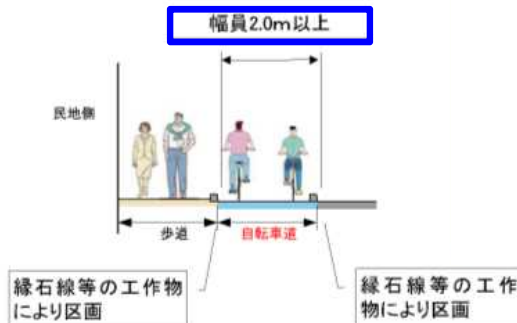
■自転車道(一方通行)

【一方通行の場合】



■自転車道(双方向)

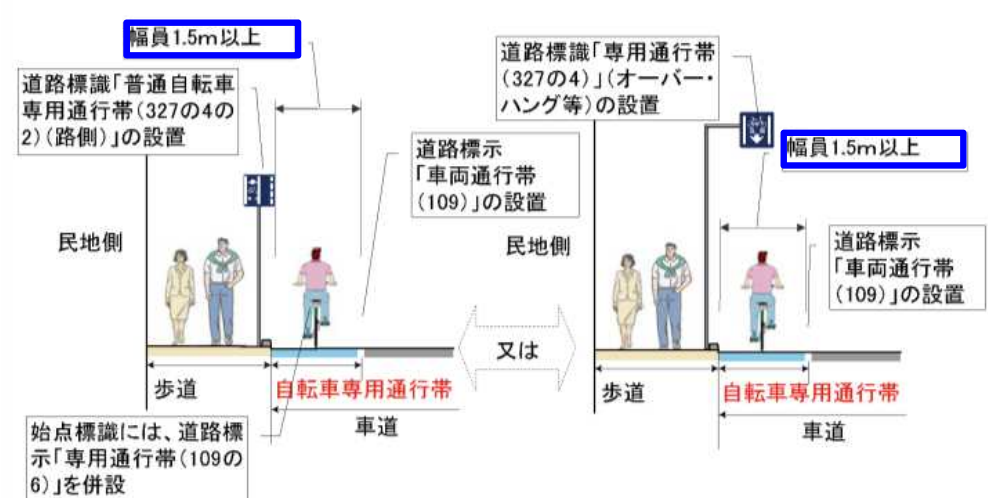
【双方向通行の場合】



■自転車専用通行帯の例

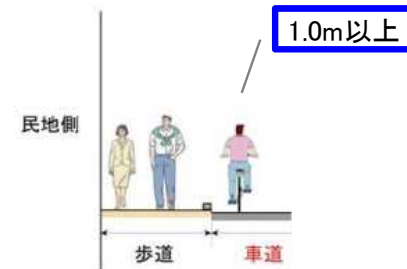
○路側標識を設置する場合

○架空標識を設置する場合



■車道混在

【歩道のある道路】



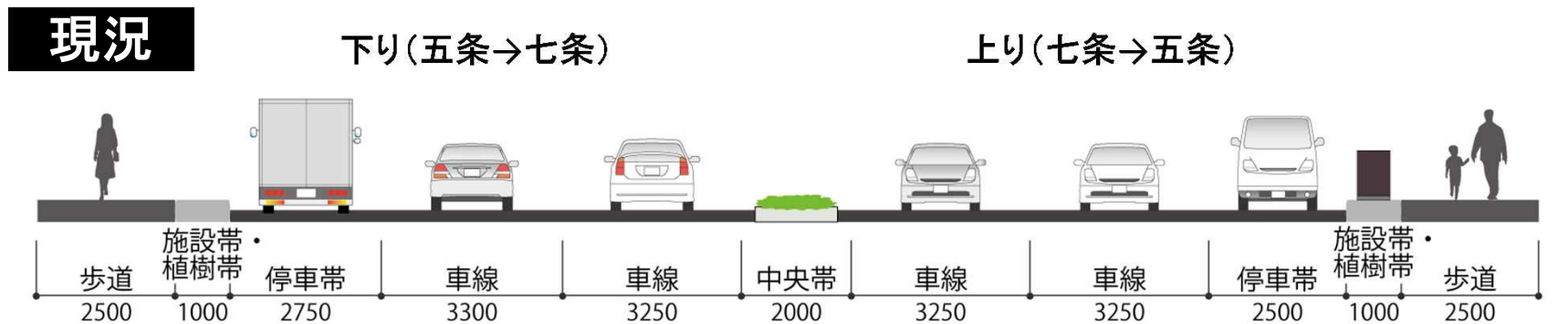
(出典)安全で快適な自転車利用創出ガイドライン

◎バス利用者

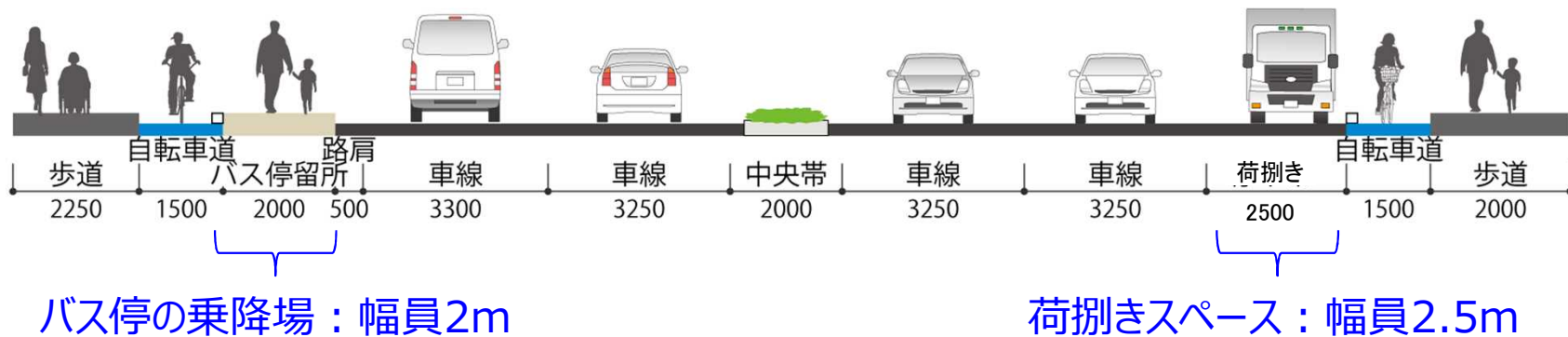
- 利用者(車椅子利用含む)の路線バスへの乗降のため、「バス乗降場:幅員2m」を確保する。

◎荷捌きスペース

- 沿道店舗の荷捌きのため、荷捌き車両が駐停車可能なスペースの設置を検討し、「幅員2.5m」を確保する(現況の停車帯と同じ幅員)。



計画:自転車道(一方通行)の例示



参考：占用幅

◎人・自転車・車椅子等の占用幅

1-6-3 自転車および歩行者

1. 自転車道の設計に用いる自転車の諸元は次の表のとおりとする。

占有幅 (m)	高さ (m) (走行時)	長さ (m)	ペダル高 (m)
1.00	2.25	1.90	0.05

- 歩行者の占有幅は 0.75 m を標準とする。
- 車いすの占有幅は 1.00 m を標準とする。

自転車の構造の標準的な寸法は図 1-19 のとおりである。自転車は左右に揺れ動きながら走行することは避けられないので、側方に、走行するための余裕幅が必要となる。

したがって、自転車の占有幅は図 1-20 のとおり 1.0 m が基本となる。自転車の高さ 2.25 m は人が乗った場合の頭上までの高さである。上方にも余裕が必要であるから建築限界はこれより高くなければならない。ペダル高さの 0.05 m は、ペダルが路面その他に衝突しないための余裕高である。

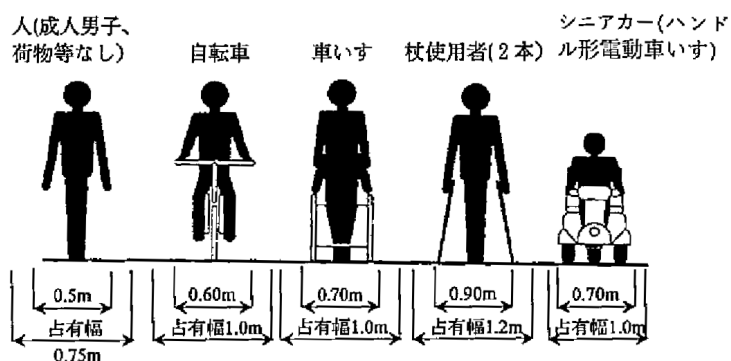
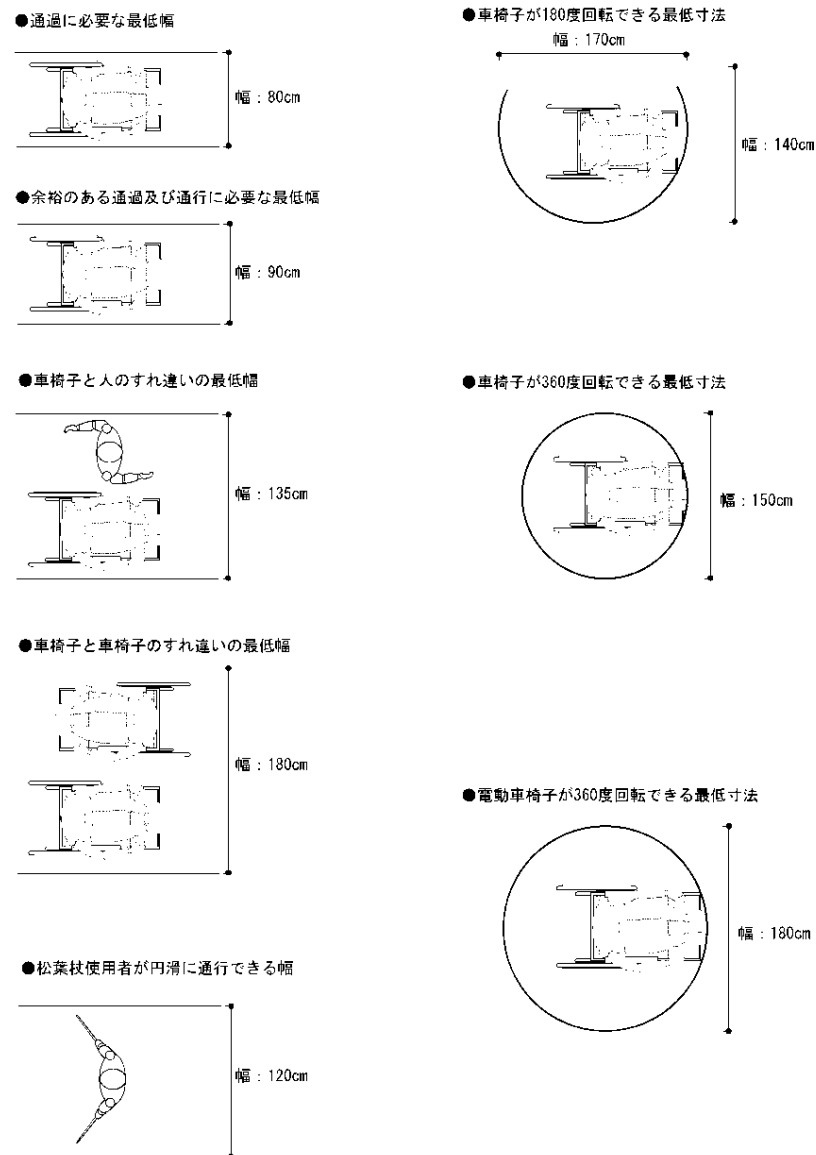


図 1-23 道路利用者の基本的な寸法

出典：道路構造令の解説と運用(H27.6)

◎車椅子の回転スペース

参考：本ガイドラインにおける基本的な寸法



(注意) 手動及び電動車椅子の寸法：全幅 70cm、全長 120cm の場合 (JIS 規格最大寸法)

出典：公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン(H30.3)